

香川県条例第41号

香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

香川県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備及び母子家庭等の福祉の増進を図るために緊急に対応すべき事業を円滑に実施するため、香川県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、保育所、放課後児童健全育成事業の用に供する施設等の整備、保育に従事する者に対する研修の実施その他の保育等に係る体制の充実に資する事業を円滑に実施するため、香川県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成23年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。